

平成 29 年度女性活躍推進専門員募集要項

1 募集にあたって

兵庫県では、女性の職業生活における活躍を促進するため、女性活躍の推進に関する相談・助言、企業の情報収集・分析・発信等を行う「女性活躍推進専門員」を、公募により広く募集する。

2 募集内容

(1) 募集人員

女性活躍推進専門員 1名（週4日勤務）

(2) 職務内容

- ① 女性活躍の推進に関する相談、助言、外部講師等の派遣に関すること
- ② 女性活躍を先進的に推進する企業の情報収集、分析、発信に関すること
- ③ 県内企業等で活躍する女性ロールモデルに関する情報収集、分析、発信に関すること など

(3) 勤務場所

兵庫県立男女共同参画センター

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー7階

(4) 身分・給与等

非常勤嘱託員として報酬（額は未定：平成28年度は、月額217,580円）及び通勤費（上限あり）を支給する。

(5) 勤務時間

週29時間（週4日） [9:00～17:15]

(6) 任用期間

平成29年5月16日～平成30年3月31日

(7) 応募資格

次の①～⑤の要件を満たす人

- ① 男女共同参画について理解しており、幅広い知識を有する人
- ② 企業の人事労務担当者等に、女性活躍推進のための取組みについて助言できる人（人事労務や女性人材活用・マネジメント等について知識や経験のあることが望ましい）
- ③ 女性活躍を先進的に推進する企業や活躍する女性の情報を収集・分析し、インターネット等を活用して情報発信できる人
- ④ パソコンの操作（オフィスソフト、ホームページ作成等）ができる人
- ⑤ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項の各号いずれにも該当しない人

(注) 地方公務員法第 16 条の欠格条項は次のとおりです。

- ・ 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(8) 応募方法

応募者は、次の①～③を応募先へ持参または郵送。

- ① 履歴書（写真貼付）
- ② 職務経歴書
- ③ レポート（横書き 400 字詰原稿用紙 2 枚程度、ワープロ可）
テーマ：「女性が活躍できる社会の実現に向けて」

(9) 応募期間

平成 29 年 3 月 23 日（木）～平成 29 年 4 月 17 日（月） 必着

(10) 選考方法

提出書類による第 1 次審査を行い、第 1 次審査を通過した方に第 2 次審査（面接）を実施。第 2 次審査は 4 月 27 日（木）の予定。

(11) 応募・問い合わせ先

兵庫県立男女共同参画センター

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号
神戸クリスタルタワー 7 階

TEL 078-360-8550

FAX 078-360-8558